

特別企画 アジア諸国の 若年層向け職業訓練政策

国際研究部

各国の職業訓練政策の特徴は第一には、どのような労働者等に対して、どのような職業訓練サービスを提供するのか、第二には、第一で決まった訓練プログラムにどの程度の資源を配分するのかによって決まる。この観点から政策を捉えると、各国の職業訓練ポートフォリオの特質が明確になり、表1に韓国の例を示しておいた。

職業訓練政策

アジア諸国（ここでは中国、韓国、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを対象としている）の政府は、九〇年代後半の経済危機を契機として能力開発政策の再編を進めている。その背景には失業者の増加とともに、国際競争に対応して企業の人材ニーズが高度化しているにもかかわらず、能力開発体制がそれに適応できていないということがある。そのなかで特に問題になったのが失業率の高い若年者への対策であり、急増する高学歴若年者が高度化する人材ニーズに適応できていないという点も重要な問題として認識されている。

再編が進む 職業訓練政策の背景

学習院大学教授 今野浩一郎

表1 韓国の公的訓練ポートフォリオ

		訓練サービス内容(訓練期間)		
		短期型	長期型	
訓練対象者	就業前若年者等	商工会議所等への委託	大韓産業人力公団 技能大学 商工会議所への委託	
	在職者	事業主への訓練費支援 等	—	
	社会的弱者	失業者	公共訓練機関 商工会議所等への委託	—
		その他(高齢者など)	公共訓練機関等	—



公的資格制度

画し、実施するかについては、いずれの国も企画と総合調整は中央政府が担当する。しかし実施体制は国によって異なり、タイ、マレーシア、インドネシアは職業訓練が公的機関中心に行われる公的機関主導型。その対極がシンガポールの外部機関に委託される外部委託型。最後の韓国は、公的機関によっても行われるし、外部にも委託される公的機関・外部委託混合型である。

は、生産労働者レベルを三ランクにするという点で、「資格の評価基準」は基礎レベル、一人前レベル、上級レベルとする点で国間の共通性が高い。ここで注目される点は、最近になって多くの国が二つの方向で制度の見直しに着手していることである。第一は、技能資格が実務能力を反映できていないとの反省から、評価基準を「仕事のできる能力」に置き換える動きであり、コンピテンシーを軸に評価基準を組み直したインドネシアとマレーシア等がその例にあたる。第二は、職業訓練と職業教育を結合する動きであり、その典型がタイのOPEN SYSTEM（「現場で使える能力」を基準にして能力を認定し、それを職業教育の単位として認める能力認定制度）である。

若年者のための教育訓練プログラム

前述した職業訓練体制のなかで、各国政府が若年者向けに行なう職業訓練の構成は表2になる。それにしたがって政策上の特徴を整理すると、各国とも、就業前の若年者を対象に長期にわたり訓練する養成訓練型プログラムが中心である。しかし、それ以外の分野については、若年者のみを対象にする訓練プログラムとしては設計されていない等の事情から、各国政府が共通して整備している若年者向けプログラムは少ない。そうしたなかであって、注目されるプログラムがある。

第一は、中退あるいは卒業後に就業していない若年者を対象にし

表2 若年者のための訓練プログラムの類型

		訓練方法	
		Off-JT 型	OJT 型 (訓練・就業結合型)
訓練対象者	就学中の若年者	—	インターンシップ
	就業前若年者	養成訓練	デュアル・システム
	在職若年者	在職者訓練	—
	若年失業者	失業者訓練	—

た職業訓練であり、マレーシアでは、青年・スポーツ省管轄下に国立青少年技能校が設置されている。また韓国では、雇用保険未適用の若年者失業者向けに「就業訓練」が、進学せずに中途脱落した若年者向けに大韓商工会議所が行なう「委託訓練」が用意されている。第二は、訓練センターでのOff-JTと企業でのOJTを組み合わせた訓練・就業結合型プログラムであり、韓国の「2+1」プログラム、タイのデュアル・システム、シンガポールの見習制度等があたる。最後が韓国等で積極的に進めている大学生対象のインターンシップである。

教育訓練政策の今後の課題

これまで明らかにしてきた点を踏ま

えると、能力開発政策とくに若年者対象の政策の課題が明らかになる。第一に、能力開発の必要性が高まるなかで、どの分野にどの程度の資源を投下するか(ポートフォリオ)を決める政策が重要になっていく。そのためには国際的なベンチマーキングが有効であるが、現状ではそのためのデータを得ることは難しい。まずはポートフォリオを相互に比較するための国際的な協力関係の形成が望まれる。

第二には、「教育と訓練と雇用の融合化」を促進するための政策を強化することである。「教育と訓練の融合化」のためには、教育と訓練を担当する政府機関の協力関係の強化は避けられない。それと同時に、能力開発を現場の人材ニーズに適合させるために、「仕事のできる能力」を明確化する、そのための能力評価方法を開発する、その結果を資格認定に反映させるための仕組みを作ることが重要になる。また「教育・訓練と雇用の融合」については、各国とも訓練・就労結合型プログラムの経験が浅いので、お互いの経験を交流することが重要である。

第三に技能資格制度については、「教育と訓練と雇用の融合化」にあわせて学校教育の資格と職業資格の連携を強化すること、「仕事のできる能力」に基づいて能力を認定する方向で制度を再編することが必要である。それに加えて今後は、労働者の国間移動が増加しつつあることを踏まえ、教育上の資格と同様に職業資格についても、国間で調和をはかることが重要になる。

中国

人口大国から人的資源大国へ

雇用・失業の基本状況

「中国労働統計年鑑」によると、二〇〇三年の中国の総人口は一二億九二〇〇万人（香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾省を除く）であり、そのうち経済活動人口は七億六〇七五万人、労働力参加率は七六・二％となっている。

就業者数は七億四四三三万人であり、その内訳は、都市部が三四・四％（二億五三九万人）、農村部が六五・六％（四億八七九三万人）となっている。また、就業者数の推移をみると、一九



出所: 中華人民共和国国家統計局「中国労働統計年鑑」

政府は、高等職業学校、中等専門技術学校、高級技工学校、技工学校、職

業訓練センター、民間職業訓練機構、企業内訓練センターなどの職業訓練機構の発展を通じて、多様な方向からの多段階の職業教育と訓練システムを確立している。

中国では、労働力の新規参入が毎年一〇〇〇万人以上、さらに都市部の登録失業者の約七割を三五歳以下が占めており、若年者の就業問題が年々深刻化している。そこで、政府は社会全体の就職の圧力を緩和し、若年労働者の技能を高めるために労働予備制度、起業促進プログラム、青年見習い計画等、様々な取り組みを進めている。

雇用促進の重要な役割を担う職業訓練

中国では、労働力の新規参入が毎年一〇〇〇万人以上、さらに都市部の登録失業者の約七割を三五歳以下が占めており、若年者の就業問題が年々深刻化している。そこで、政府は社会全体の就職の圧力を緩和し、若年労働者の技能を高めるために労働予備制度、起業促進プログラム、青年見習い計画等、様々な取り組みを進めている。

若年者対象の職業訓練プログラム

中国では、労働力の新規参入が毎年一〇〇〇万人以上、さらに都市部の登録失業者の約七割を三五歳以下が占めており、若年者の就業問題が年々深刻化している。そこで、政府は社会全体の就職の圧力を緩和し、若年労働者の技能を高めるために労働予備制度、起業促進プログラム、青年見習い計画等、様々な取り組みを進めている。

1 労働予備制度

一九九九年、国務院はこれまで個別の地域で試行してきた労働予備制度を全国レベルで展開する通達を下した。労働予備制度は、若年労働者の能力向上、失業者の能力開発を目的とし、「先ず訓練をうけ、後に就職する」（先培訓、後就業）という方針の下、職業教育や職業訓練を行う制度である。

2 起業促進プログラム

一九九八年、解雇された若年労働者の起業の促進を目的に青年同盟と労働社会保障部により起業促進プログラムが開始された。同プログラムは、当初、熟練技能をもつ中高年のレイオフ労働者に対して、起業の機会を与えるために発足したプログラムであるが、若年労働者の就職難を背景に、訓練対象者を若年層に広げている。

対象は、都市部の高卒や中卒で高等教育に進学できなかった者および農村部で高等教育に進学できず、農業以外の分野に就業する者、もしくは農村部から都市部の非農業部門に移動する者である。

プログラムの焦点は、職業訓練および仲介サービスを用いて、若い企業家を養成することにある。具体的には、国際労働機構（ILO）が組織した「SYB（会社の作り方）訓練」に沿って進められており、内容は起業意識、起



韓国 若年失業対策としての職業訓練プログラムの拡充

アジア通貨危機が職業訓練政策の転換点

韓国の職業訓練制度は、一九六〇年に経済開発計画の一部として開始され、七〇年代に整備が進んだ。当時の職業訓練政策は、一定規模以上の企業に企業内訓練の実施を義務付ける訓練義務制度および技能検定制度からなり、均一で熟練した労働力の供給など、第二次大戦後の経済発展に大きく寄与した。しかし八〇年代に入り非熟練労働者不足が顕在化するなど、それまでの職業訓練制度の限界が指摘されるに到った。一九九七年のアジア通貨危機が職業訓練政策を技能労働者の養成から、失業者等の就業促進および在職者の職業能力向上にシフトさせる転換点となった。九八年の失業率は七・〇％にまで上昇し、緊急避難策として雇用創出、

第1表 職業訓練の領域

正規教育時期 (小・中・高・大学)		労働市場進出段階	在職段階	失業段階
一青少年を訓練対象に		一就業の困難な層を訓練対象に	一在職者を訓練対象に	一就業の困難な層を訓練対象に
学生	中途脱落者、 非進学青少年	非労働力者 (女性、高齢者など) 未就業者 (青年失業者)	勤労者 (雇用保険被保険者)	失業者

注:2003年12月の数値
出所:労働部資料

業計画、起業計画書の三つから構成されている。総訓練時間は八〇時間。訓練終了後、受講生は自身の作成した起業計画書を完成させ、これに基づいて起業計画を実施していく。なお、起業訓練プログラム修了者には、起業の際に、税金の優遇、小額貸付、無担保融資等の優遇措置が取られている。

3 青年見習い計画 (インターンシッププログラム)

一九九八年以降、学生募集枠を広げた四年制大学の学生が続々と卒業しており、大卒者の就業問題が浮上している。近年の新入生募集に関するデータから推算すると、今後、数年間四年制大学の卒業生数は大きな増加率を維持し、二〇〇五年には卒業時に就職先が決まっていない卒業生が一二〇万人に達する。

このような状況の下、上海市では二〇〇二年より青年見習い計画を導入し、一定の条件をクリアした企業で、就職先が決まっていない学生を対象に就職のための適応性を強化している。期間

は通常三〜六カ月、最長一年であり、受入れ企業には自治体から一人につき五〇〇元/月の補助金が支給されている。

同プログラムは受入れ企業をはじめ、大学生とその家族の高い支持を得ており、上海では、既に一〇八企業で実施され、二〇〇〇人以上のインターンが企業内で研修を受けている。上海市で始められたこの制度は大学生の就業意識・能力の増強の一つの形として期待され、二〇〇三年以降、全国に広がり

雇用保険制度の拡充、労働市場の流動化など、多額の財政支出を伴う雇用対策が講じられた。この結果二〇〇二年の失業率は三・一％と通貨危機前の水準まで回復した。しかし若年雇用は回復が不十分、就業までの期間の長期化、進学も就職もしない「無業」の若年者の増加など、若年失業問題が深刻化した。

若年失業は就業を通じた知識・技能の蓄積を妨げ、将来的な競争力の低下要因となることから、二〇〇三年に誕生した盧武鉉政権は、若年の雇用安定を重要な政策課題として位置付けた。

これを受けて総理直轄の國務調整室と労働部(わが国の厚生労働省にあたる)は若年失業対策協議会を設立、「青年就業総合対策」を打ち出した。ここでの職業訓練プログラムとしては、労働力需給のミスマッチ解消のための

をみせている。

【参考文献】

- 国家統計局人口与就業統計司編「中国労働統計年鑑二〇〇三」中国統計出版社、二〇〇三
- 張垂力「中国における若年者の雇用」二〇〇四年海外委託調査連絡員会議「内部資料、労働政策研究・研修機構、二〇〇四
- 中国人民共和國國務院「中国就職情報と政策」白書、二〇〇四
- 莫宋主編「二〇〇三—二〇〇四年中国就業報告」労働社会保障部労働科学研究所、二〇〇四
- (湘北短期大学専任講師 西岡由美)



School to Work 支援、職業指導から就職までをパッケージとする就業支援プログラム、産学連携によるインターンシップ等が実施された。

職業訓練の行政組織

職業能力開発政策は労働部が企画・

第2表 職業訓練プログラム

(単位:千人、億ウォン)

区分	訓練対象	内容	2004年度予算	
			人員	予算
□在職者訓練			1,957	3,264
職業能力開発訓練	在職者	事業主に対する訓練経費助成	1,790	2,146
有給休暇訓練	在職者	有給休暇訓練時に訓練費及び賞金の一部支援	6	118
受講支援金	40歳以上、離職予定者、300人未満事業所の労働者など	上限100万ウォンで受講料50~100%支援	122	280
能力開発費用融資(学資金+訓練費貸付)	大学在学勤労者及び訓練受講勤労者	学資金全額を年1%で貸付。年1.5%(上限300万ウォン)で訓練費貸付	39	720
□失業者訓練			83	1,678
再就職訓練	雇用保険加入失業者	訓練費及び訓練手当支援	60	1,155
就業前訓練	新規失業者(大卒未就業者など)	訓練費及び訓練手当支援	12	369
雇用促進訓練	弱者層(零細民など)	訓練費及び訓練手当支援	11	154
□技能人材養成訓練			67	4,128
○人材開発訓練				
-技能士養成訓練	非進学青少年	製造業分野の人材養成	9	285
-政府委託訓練	非進学青少年及び失業者	製造業など人力不足分野の人材養成	12	903
○韓国産業人力公団(短期訓練)			23	1,477
弱者層(高齢者など)		訓練実施運営費補助		
○技能大学			19	895
青少年		多機能技術者養成		
○韓国技術教育大学			4	284
青少年・訓練教師		職業訓練教師養成及び訓練教師再教育		
○その他				284
		中小企業訓練コンソーシアム(208億)、訓練施設設備貸付(40億)、韓国職業能力開発院出捐(13億)、検定手数料支援(6億)など		

出所:労働部資料

管理するが地方自治体も国費(八〇%)と地方費(二〇%)を財源とする雇用促進訓練事業を主管するほか、個別の予算で職業訓練政策を企画、管理することができ(一)。

公共職業訓練を実施する主な機関は、①韓国産業人力公団②技能大学③韓国技術教育大学④大韓商工会議所

の四つ。これらの機関はそれぞれの設立目的により、技能士養成、多機能技術者養成、訓練教師養成、技能人材の育成などの職業訓練施策を行う。このほか、職業訓練法人、大学、専門学校、事業内訓練機関などの民間職業訓練機関に、労働部が訓練生を委託する。かたちでも職業訓練が実施されている。

職業訓練プログラムの内容

職業訓練プログラムは、在職者向け、失業者向け、技能人材養成に大別される。在職者訓練は、職業能力開発事業(雇用保険基金)を財源に多様な支援事業を実施。失業者訓練及び技能人材養成訓練は、一般会計予算又は雇用保険基金を財源に公共及び民間職業訓練機関を通じて実施されている(第2表参照)。

若年失業対策における職業訓練関連施策

「青年就業総合対策」における主な職業訓練関連施策として次のようなプログラムが実施されている。

(1) 対応型訓練

職業訓練対象の学歴等に応じて訓練職種を絞り込んだ職業訓練を実施する(大卒者は情報通信分野、高卒者は造船や自動車分野など)。

(2) 中小企業向け青年採用パッケージ事業

対応型訓練と中小企業での採用を結びつけるサービスを提供する。

(3) インターシッププログラム

中小企業と未就業新卒者を結びつける機能に注目が集まっており、雇用創出政策の一環として、補助金額が拡大されている。

(4) 「2+1」プログラム、「2+2」プログラム

教育機関から職に就くまでの移行期における産学ならびに教育機関相互のコミュニケーションの必要性が認識され、School to Work支援関連施策とし

て欧米にならった施策等が取られている。

ドイツのデュアル・システムに類似している「2+1」プログラムは、実務知識と技術の修得を目的としており、産学協同の実務モデルとして注目されている。このプログラムに登録している学生は二年間学校で教育を受けた後、残りの一年を実地訓練(OJT)契約のもと、企業で働きながら学ぶ。

米国で導入された技術準備(Tech-Prep)プログラムの修正版とされる「2+2」プログラムは、高等学校から専門学校への進学を円滑に進めることを目的とする職業訓練高校—職業訓練大学間の接続プログラムで、職業訓練専門高校の最後の二年間が、同大学の最初の二年間の課程と関連づけられている。

[注]

1 しかし実際に職業訓練を実施している地方自治体はソウル市、キョンギ道などに限られている。

2 経済危機当時の緊急避難措置として、雇用保険加入の五人以上三〇〇人未満の企業を対象とする「未就業青年の職場体験プログラム」の一環として導入された。インターン一人あたり、月額五〇万ウォンの補助金が企業に支給され、三カ月を過ぎて雇用を継続する場合には、次の三カ月分の補助金が追加される。

(国際研究部 淀川京子)

タイ

公共職業訓練機関による若年者の能力開発

若年者の失業問題

通貨危機から復調して経済力の強化を目指すタイでは、工業化、サービス業化に向けての技能・技術を有した人材の不足が顕著となり、人材育成政策の整備が重要課題となっている。なかでも、都市の貧困層や地方の若年層の就学率が低く、そのことが労働力の質的向上の足かせとなっている。

二〇〇四年六月現在のタイの人口は六五一七万人、一五歳以上人口は四九四一万人、このうち労働力人口は三五九〇万人である。若年労働者に当たる二五歳未満の労働力人口は五七四万人であり、労働力人口に占める若年者比率は約一六・五％である。タイは一九九七年に通貨危機に直面し、翌一九九八年には失業率が四・三六％まで悪化した。その後の経済の回復により二〇〇三年の失業率は全体では二・〇三％にまで改善した(表1を参照)。しかしながら、若年者の失業率はいまだに六・三％と高止まりしている。

職業訓練の全体像

同国では若年者の失業問題の改善を図るために、教育省と労働社会福祉省が公的職業訓練プログラムを提供している。

まず、教育省職業教育委員会の職業訓練は、公的な職業教育機関(Vocational School)を通じて実施されている。

Vocational Schoolは職業高等学校三年、高等専門学校二年の計五年間からなり、学生数は約六〇万人である。学生数の分野別構成をみると、工業が約五〇％、商業が三〇％、農業が七％である。Vocational Schoolでは、一九九五年より学生の実践力の向上や若年労働者における雇用のミスマッチの解消を目指すしてDual Systemが、二〇〇四年か

表1 タイの年齢別失業率 (%)

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
全体	4.36	4.19	3.59	3.23	2.24	2.02
15-19歳	10.05	11.30	9.40	8.82	7.13	7.00
20-24歳	9.93	8.98	8.61	7.49	6.73	5.98
25-29歳	5.47	5.29	4.48	3.74	2.99	2.83
30-34歳	3.65	3.41	2.99	2.83	1.47	1.50
35-39歳	2.67	2.75	2.17	1.98	1.11	0.99
40-44歳	2.29	2.23	1.79	1.82	0.87	0.71
45-49歳	2.12	1.93	1.61	1.53	0.73	0.67
50-54歳	1.66	1.98	1.56	1.46	0.74	0.58
55-59歳	1.73	1.71	1.35	1.15	0.51	0.53
60歳以上	1.10	0.94	0.97	0.84	0.27	0.27

出所:統計局「労働力調査」

ら在校生を対象にVocational Schoolの単位認定を行うOpen Systemが導入されている。

この他にも、貧困を理由とする初等教育終了の進学困難者には、教科によって三カ月程度の短期間の職業教育を行い、終了後にはその職業に従事する知識を保証する卒業証明書を発行するというシステムが導入されている。中卒・高卒後の進学困難者にも、一年間の職業教育を中心とする同様のシステムがある。また、遠隔地に在住し職業訓練の受講が困難な者に対しては、移動式の訓練設備を用いて出張教育を行うモバイルユニットサービスが提供されている。一方、労働社会福祉省技能開発局では、中央職業訓練センターを中心に一二の地域技能開発センターと六四の県技能開発センターが就職前養成訓練プログラムや在職者技能向上訓練プログラム、特別訓練プログラムを実施している。

主要な職業訓練プログラム

以上が同国の公的職業訓練プログラムの全体像であるが、その中から特徴的であると思われる教育省のDual SystemとOpen System、労働社会福祉省の就職前養成訓練プログラムについてそれぞれみていこう。

1 Dual System

Dual Systemは、一九九五年より、ドイツの協力の下で導入された制度で



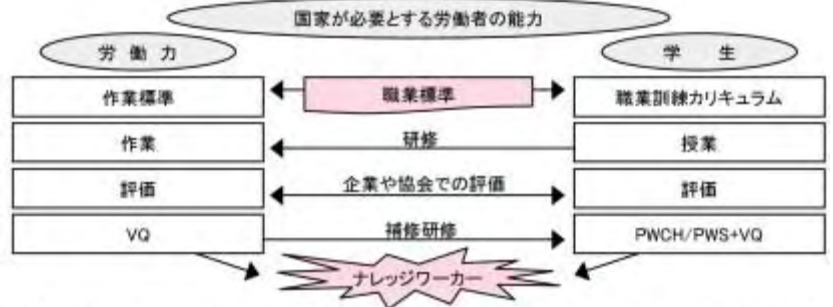
あり、商業(ホテル業や小売業の経理や秘書業務)、工業(自動車、機械工学、電気、溶接工、板金工、大工、塗装)、サービス・芸術・工芸(ホテルサービス、宝石デザイナー、服飾デザイナー)など約四〇職種で実施されている。職業高等学校三年と高等専門学校二年の職業教育の半分以上を民間企業での実務経験に充てるという人材育成プログラムである。具体的には、一週間のうち一〜二日間もしくは一学期間のうち数週間を学校教育に充て、他の時間を実務経験に費やすという形で行われており、実習中には、最低賃金以下の水準ではあるが勤務手当てが支給される。

二〇〇三年度の対象学生数は、約四三〇〇〇人に達し、企業はおよそ九〇〇〇事業所が参画している。

2 Open System

Open Systemは、イギリス等の諸制

図1 職業能力資格認定制度のねらい
—労働者の潜在能力の開発／国家競争力の制約条件の打破—



注:「VQ」とは、職業能力資格認定 (Vocational Qualification) を、「PWCH/PWS」とは、タイの職業高校および職業短大をいう出所:タイ教育省内部資料

度を参考にして、二〇〇四年からタイ工業連盟、商工会議所、教育省職業教育委員会の三者による協力体制の下で試験的に導入されている制度である。Open Systemは、就学の機会がなかった在職者を対象として、資格試験によって Vocational School の単位を認定するものである(図1を参照)。

具体的には、①事業者ニーズを調査したうえで仕事に必要な能力要件(能力要件基準)を策定する、②それに沿って実務に即した職業教育プログラムを作成する、③受講した後に認定試験を行って一定の要件を満たした合格者には Vocational School の単位認定を行う、というプロセスで実施されている。能力要件基準が作成されている分野は、国が戦略的に人材育成を進めている自動車、サービス、繊維、IT・ソフトウェア、宝石の五分野であり、初年度の二〇〇四年には、約三万人がプログラムを受講した。

3 就職前養成訓練プログラム

就職前養成訓練は、学校に在籍していない一六〜二五歳までの青少年を対象としている。訓練期間別に三カ月訓練コース(木工塗装)、六カ月訓練コース(電気、木工、ガス溶接など)、一〇〜一カ月訓練コース(電子、機械、測量、自動車整備など)があり、訓練期間中には一〜二カ月の工場実習が行われる。二〇〇三年度の受講者はおよそ三万二〇〇〇人であった。また、上記プログラムを応用し、実技訓練を重視した新卒者向けの就職前養成訓練も行われている。同訓練では、カリキュラムを一定のレベルで修了してから、事業所で一〜四カ月間の研修を受けることを義務付けている。

こうした訓練プログラムの提供とともに、労働社会福祉省でも Open System に類似した資格認定制度として Skill Standard を提供している。Skill Standard は七職種一五七分野について技能取得レベルに応じて資格認定を行うものであり、二〇〇三年度は約三万

人が受験している。

訓練成果の評価

これまでみてきた教育省職業訓練委員会の各プログラムは、実務体験や工場実習を組み込むことにより実践的な能力を養成することを重視し、実習先への就職も含めて修了後の就職につながっている。特に Dual System では、就職率がほぼ一〇〇%という成果を上げている。労働社会福祉省のプログラムも受講生の収入の獲得、収入の増加という成果を上げている。

こうした成果を踏まえつつ、職業訓練プログラムや資格認定制度について、より受講者や企業のニーズに即したものを提供するために、一層の整備や体系化を進めるべく、省庁の垣根を越えた連携がはじまっている。

(学習院大学 博士後期課程

藤波美帆)

マレーシア 若者はビジョン1010の成功を握る鍵

若者は人材開発の中心的存在

マレーシアは、アジア諸国の中でも、他国に比して急激な工業化を遂げた国として知られる。基本的に自然資源と一次産品に恵まれた国だが、経済成長を支えている主要因として、人材育成の効果が指摘される。マレーシアで

は、経済政策は人材開発がその中心的役割を担っており、労働力は社会開発のための貴重な資源という認識が強い。マレーシアの開発政策は、マレーシアプラン(1)と呼ばれる国家中期経済開発計画に基づいて行われるが、人材能力開発はその中核に据えられている。

現在は第八次マレーシアプラン(MP18:2001-2005)が進行中。

この目標は、マレーシアを知識ベース型の経済国へ発展させ、それらに必要な人材を増強することと位置付けられている。二〇二〇年までに、先進国並みの経済成長を達成するという目標「ビジョン二〇二〇(WAWASAN 2020)」(2)を掲げるマレーシアにとって、若年者に対する能力開発政策は、

国家経済発展継続の鍵を握る最重要課



題だ。

若年失業率は上昇傾向

ところが、若年層の雇用状況について見てみると、先行する欧米先進国に追従するかのようには、若年失業率は上昇の傾向を見せている。マレーシアにおける工業化政策は、若年者の大規模な国内移動をもたらした。若者はよりよい職を求めて農村部から都市部へと移動した。近年、都市部における若年労働者数は著しい増加をみせており、こうした都市部における大規模な労働力の供給増が若年失業率を押し上げる要因となっている。未熟練労働者を嫌う経営体質の問題、需給のマッチングの問題、若者自身の就業意欲の問題など、若年失業の構造は単純ではないが、若年者に適当な職を確保できるだけの能力を身に付けさせることが、政府の施策として喫緊の課題であることは間違いない。マレーシア政府もそうした認識のもと、現在実施されている職業訓練政策の対象は、そのほとんどが若年層を意識したものであるといえる。

若年層に対する各種職業訓練プログラム

マレーシアの職業訓練は、生産現場で即戦力となる人材を養成するために、主に人的資源省、起業家育成省、青年・スポーツ担当省で所管して実施される。人的資源省では、学卒者に対して就業前の職業訓練を行い、さらに若者を含む在職者に対しても能力向上訓練を行っている。人的資源省には、職業訓練の実施を担当する人材局、職業訓練の企画・評価関係を担当する国家職業訓

練評議会(NVTC)、製造業及びサービス業の雇用主による従業員訓練・再訓練及び技能向上の促進に用いられる人的資源開発基金(HRDF)の監督を目的に一九九二年に設立された人的資源開発評議会(HRDC)がある。また人材局は、職業訓練の実施部門として全国に産業訓練校(ITI)、上級技術訓練センター(ADTEC)、日本・マレーシア技術学院(JMTI)、および職業訓練指導員・上級技能訓練センター(CIAST)などを所管している。以下、マレーシアで展開されている若者を主なターゲットとした各種職業訓練プログラムを紹介する。

(一) 人的資源省の行う職業訓練プログラム

① 産業訓練校 (ITI: Industrial Training Institute)

製造業関連を中心とした長期コースと短期コースを配置する。実施している訓練は、基礎レベルのもので、長期コース修了生には、マレーシア技能証明書(MSC)③レベル一またはレベル二が付与される。また、人材局独自の資格として、長期コース修了生を対象に産業技能士証明書(Industrial Technician Certificate)が、短期コース修了生には、向上訓練修了証書が発行される。

② 上級技術訓練センター (ADEUC: Advanced Technology Training Center)

産業界の熟練技能者の養成を目的に、地域の職業能力開発の中核センターとして全国に設置。教育資格ともリンクしており、修了生にはDiplomaが付与される。

③ 日本・マレーシア技術学院 (JMTI)

ハイテク工業分野の人材を育成するという政策に沿って、日本政府の協力による職業訓練プロジェクトとして設立された。長期コースとして電子技術工学、情報技術工学、生産技術工学、メカトロニクス工学などを配置。マレーシア技能証明書(MSC)レベル四の取得に結びつく訓練を実施している。

④ 職業訓練指導員・上級技能訓練センター (CIAST)

日本政府の無償資金協力(一九八二年〜一九九一年)によって設立された中核訓練施設である。実施しているのは、国内の職業訓練施設の指導員を目的とした「指導員訓練コース」、生産現場の監督者を対象とした「監督者訓練コース」、在職者に対する短期(一〜三週間)の向上訓練を行う「上級技能訓練コース」など。

(二) 起業家育成省の行う職業訓練プログラム

プミプトラ優先策(①の一環として、起業家育成省はプミプトラ(マレー系)の職業能力を高めるための教育・訓練を実施している。起業家育成省はマラ公社(MARA: Malls Amanah Rakyat)を設置、プミプトラの社会進出と商工活動を指導し、特に農村部の経済・社会開発を促進する事業を行っている。運営している訓練施設として、マラ活動センター、マラ職業訓練校および外国政府との協力によるマラ高度技術学院がある。

① マラ活動センター

ーズを勘案し、基礎技能の訓練に重点を置く。学歴の低いプミプトラを対象とした六一〜二カ月のコースを実施している。訓練レベルはマレーシア技能証明書(MSC)のレベル一である。

② マラ職業訓練校 (IKM)

学校教育終了の若年者を対象とした全寮制で実施される集中管理型の訓練校。訓練は、IKM内でのOFF・JTと企業でのOJTを組み合わせた徒弟制型の訓練システムとなっている。訓練期間は一年半〜三年で、訓練レベルはマレーシア技能証明書(MSC)のレベル一〜三である。

③ マラ高度技術学院 (GMI)

ドイツとの政府間技術協力によるプロジェクトで一九九二年に設立。ドイツのマイスター制度をモデルにした高度熟練技術者の養成を目指しており、訓練職種として産業電子科、生産技術科が設置されている。いずれの科も、マレーシア技能証明書(MSC)のレベル四の取得につながる三年間の訓練を実施している。この他にフランスからの政府間協力によるマレーシア・フランス技術学院(MFI)、英国からの協力による英国・マレーシア技術学院(BMI)などがある。

(三) 青年・スポーツ省の行う職業訓練プログラム

青年・スポーツ省は特に学校中退者の若者に対する職業訓練を行う。青年・スポーツ省青少年課が管轄している訓練施設として、一八〜二五歳の若年者(特に学校中退学者)を対象とした国

立青少年技能訓練校（IKBN）とインド政府の援助で設立された国立青少年上級技能訓練校（セパンIKTBN）がある。

①国立青少年技能訓練校（IKBN）
一八歳〜二五歳の若年者（特に学校中退者）を対象に、二年間の訓練を実施する。全国に五校ある。訓練コースは、機械、電気、商業等約三〇コースが設置されており、マレーシア技能証明書（MSC）のレベル一および二の

取得につながる訓練を実施している。
②国立青少年上級技能訓練校（セパンIKTBN）

インド政府の援助で一九九九年に設立。訓練コースは、機械メンテナンス、産業電子等があり、マレーシア技能証明書（MSC）のレベル三の取得につながる一〜二年の訓練を実施している。高卒者、国立青少年技能訓練校（IKBN）、マラ職業訓練校（IKM）、産業訓練校（ITI）の修了者が入校で

きるシステムとなっている。

[注]

1 マレーシア計画（M.P. Malaysia Plan）と呼ばれる国家中期経済開発計画。アブドゥル・ラザク首相が一九六六年に打ち出した工業化政策に基づいたもので、第一次マレーシア計画（M.P. 一：一九六六〜一九七〇）が実施されて以来、歴代首相に継承されてきている。

2 二〇一〇年までに統合され繁栄した単一のマレーシアを実現し、先進国並みの経済成長を達成するという国家目標。

3 MSC（Malaysia Skill Certificate：マレーシア技能証明書）は一九九三年に制定された技能評価の認定制度。MSCを取得するには一）認定センターで認定プログラムによる訓練を修了する方法、二）単位認定証による方法、三）業績認定による方法の三つがある。

4 一九七一年にスタートした「プミプトラ政策」では、貧困の撲滅と民族構成による経済社会の実現を掲げ、その中でマレー系民族を優遇することを明らかにした。

（国際研究部 主任調査員 天瀬光二）

シンガポール 政労使で職業訓練を強力に推進

職業訓練政策の背景

人的資源省は一九九九年八月に「マンプワー二一計画」を策定した。同計画は、生涯にわたるエンプロイアビリティの向上を掲げ、労働者の生涯を通じた職業教育・訓練の継続の重要性を訴えている。具体的には、低学歴の者に対する基礎教育（語学、数学）の徹底によって労働者全体の基礎能力の底上げを図ると同時に、高度人材の育成強化というものである。基礎教育の徹底については、シンガポールの高年齢者の中に若い時に中等教育を受けなかった者が多数存在するという事実、また学校を中退した若者を労働市場に入させる目的からその重要性が強調されている。

政府は、将来の労働力不足を深刻な問題として捉えている。人的資源省（Ministry of Manpower）傘下で、職業訓

練政策を立案している雇用訓練庁（Workforce Developing Agency）は不足する労働者数を学歴別に試算している。同庁は二〇〇九年に、いわゆる商業高校・工業高校の卒業程度の労働者（Post Secondary）が約二三万人、大卒の労働者（Degree）が約四万七五〇〇人不足すると見積もっている。

雇用・失業状況

「二〇〇四 Singapore Yearbook of Manpower Statistics」によると、二〇〇三年の人口は四一八万五二〇〇人（外国人居住者を含む）で、シンガポール人のみに限った人口は三四三万七三〇〇人。二〇〇三年六月の労働力人口は二二一五万人で、うち就業者数は二〇三万四〇〇〇人となっている。産業別に就業者数②をみると、「公共サービス」（五四万八〇〇〇人）が最も多く、次いで「製造業」（二六万五〇〇

〇人）が多い。「公共サービス」には公務員・公共サービス・家事サービス、社会福祉、医療など広い範囲のサービス業が含まれる。二〇〇三年平均の完全失業者数③は一〇万四〇〇〇人、完全失業率は四・七%となっている。年齢別にみると「二〇〜一九歳層」の完全失業率は五・二%となる。

職業訓練は外部に委託

人的資源省の傘下に二〇〇三年一月に新設された雇用訓練庁の最も大きな特徴は、職業訓練施設をもっていないことである。職業訓練を実施する企業や民間の職業訓練学校などに対する補助金の支給を通じて、雇用者のエンプロイアビリティ向上と、経済界の求める人材の育成を行っている。二〇〇四年度の同庁の予算は一億九八七〇万SDル（基金を含む）だった。個人を対象とする職業訓練プログラ



ムの中では、別業種（職種）へ移るためのSMCPプログラムの人気が高い。人気の理由は、受講前に訓練修了後の就職先が決まる点にある。求職者は訓練を受ける前に、プログラムに参加協力している雇用（予定）主に面接などによって選抜されなければならない。落選した者は訓練を受けられない。これまで、IT、社会福祉、医療関連

などへの転職するためのプログラムが実施されており、例えば、看護士コースの場合、大学か技術短大¹⁾の卒業資格を持っており、医療機関以外の企業で二年以上、フルタイムで働いた経験者が病院の面接を受ける。合格者には、雇用開発庁が受講料金の五〇%(上限四〇〇シンガポールドル)を助成し、選抜した病院も受講料金を助成する。雇用開発庁はさらに受講生が病院に雇われた後の最初の三カ月間の月給の五〇%(上限八〇〇シンガポールドル)を病院側に助成する。訓練は技術短大で二年間行い、訓練終了後に病院に雇用される。

労働組合に職業訓練を委託

ナショナルセンターであるNTUC(全国労働組合会議)は、雇用訓練庁から技能再開プログラム²⁾の管理を委託し、一九九六年から全国的に展開している。プログラムの主な対象が在職の低技能者で組合員と重なるため、N

TUCは組合員サービスの一環として受託している。訓練メニューは、民間の訓練機関が提供しており、建設、医療、ITなどの分野で一三〇〇コースある。二〇〇三年には五万七〇〇件の訓練実績があった。同プログラムで最もユニークなのは、事業主が何らかの理由で従業員を訓練に送りたくなく、その企業で働く従業員が個人として訓練を受けたい場合、当該従業員が申請すれば、NTUCが「代理の使用者」となって、当該従業員を訓練に送り出すことができる仕組みがあることだ。労組が委託されていることの意味がこの点にあると言える。

教育省の職業訓練

教育省傘下の技術教育機構は、企業でのOJTによる実践的な技術訓練と訓練機関でのOFF-JTの学習を同時に「見習制度」を実施している。ドイツのデュアル・システムをモデルにした「学びながら働く(賃金を得る)

制度」で、OJTは協力企業、OFF-JTは同機構もしくは同機構に認可されている訓練センターで行う。訓練は、自動車、経営、電気、医療など多様な分野にわたる。申請は、企業に申し込む方法と同機構に申し込む方法の二通りで、企業に申し込む場合は、企業の募集広告などに応募して採用される必要がある。技術教育機構に申し込む場合は、申請後にプログラム参加企業による採用面接を受けなければならず、「見習制度」に参加するためには、いずれにせよ参加企業に採用される必要がある。多くの企業が訓練生を訓練修了後に採用しており、例えば、自動車技術コースでは、三年間の訓練修了後、月給七〇〇—九五〇シンガポールドル程度の仕事に就けるといふ。技術教育機構は、自前の技術短大を五校、職業訓練校を一〇校持っており、中等教育修了者や学校教育からドロップアウトした若者などが入学している。ただし、これらは、教育省傘下というこ

ともあり、訓練機関というよりは教育機関と位置付けられるケースもある。

[注]

1 Economically Active Persons Aged 15 Years and over. 一五歳以上人口のうち、就業者と完全失業者をあわせたもの。ILOの定義する経済活動人口(Economically active population)に当たる。これをシンガポールでは労働力(Labour force)と同義で用いている。

2 Employed Persons. 一五歳以上の雇業者、自営業者、休業者をあわせたもの。ILOの定義する就業(Employed)に当たる。

3 Unemployed Persons. 一五歳以上の就業者以外で、仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち、就業が可能であることを希望し、かつ仕事を探していた者および起業の準備を行っている者。

4 技術短大(教育省傘下)は国内に五校あり、ナンヤン技術短大はそのうちのひとつ。技術短大は三年制で課程修了者はDiplomaを取得でき、卒業後は中堅技術者や中堅管理者となる。

(国際研究部 高畑正人)

インドネシア 国家主導で労働力の質の向上を目指す

低学歴者を中心に 失業者数が増大

非常に豊富な労働力人口を抱えるインドネシア。しかし、金融危機以降、労働市場の逼迫に伴い、失業者数は二〇〇〇年には約五八二万人(失業率五・〇%)であったのに対して、二〇〇二年には約九一三万人(同九・一%)へ

と急上昇している。また、学歴別にみると、就学経験のない者や小・中学校卒の者など、低学歴の者を中心に失業者数が飛躍的に増大していることがわかる。インドネシアでは一週間の労働時間が三五時間未満の不完全就労者も多いため、単純な失業率以上に労働市場をめぐる問題は深刻。とりわけ若年者の失業問題は根が深く、国家全体の

職業訓練政策を通して、こうした状況の改善を図りたいと考えている。

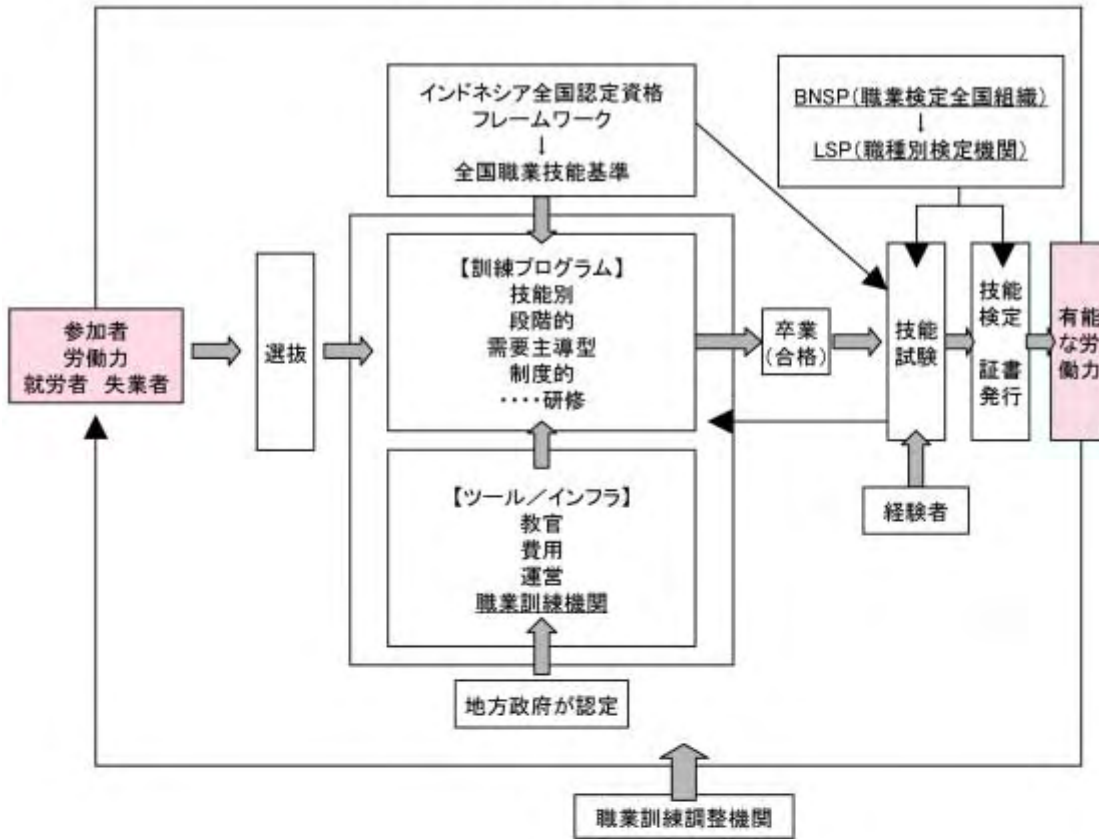
職業訓練政策の三本柱

アジア金融危機以降、労働市場を取り巻く環境が悪化しており、中央政府は国家主導の職業訓練システムを通じて、労働力の質を向上させることに力を入れている。現在は、二〇〇三年の

第一三号新労働法を根拠とし、職業訓練政策の三本柱として「職業訓練調整機関」¹⁾、「国家職業訓練制度」²⁾、「国家資格制度」³⁾の確立を急いでいる。

図1は、こうしたインドネシアの職業訓練システムの全体像を示したものの。職業訓練システムは就業者及び失業者を中心に設計されており、基本的にはその中から選抜された者のみ、訓練プログラムを受けることが可能になっている。訓練プログラムは「全国認定資格フレームワーク」(図2参照)で定められた能力(スキル)を基準として整備され、技能別、段階別などといった

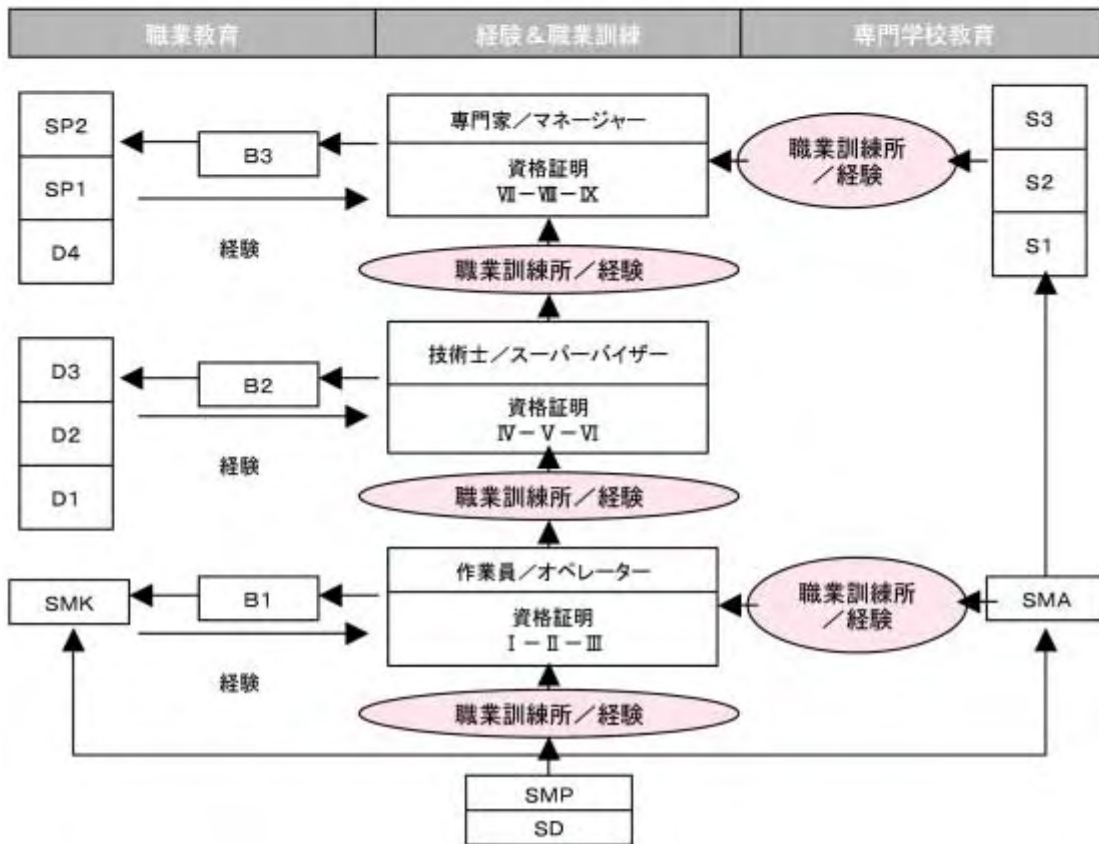
図1 職業訓練システムの全体像



様々な訓練内容が準備される。また実際の訓練は、地方政府によって認定された「職業訓練機関」を中心に行われる。訓練終了後、卒業生は「全国認定資格フレームワーク」で定められた能力(スキル)を基準とした技能試験(国家資格制度)にエントリーすることが求められる。技能試験及び証書発行はLSP(職業訓練調整機関)が担当し、こうした職業訓練システム全体の調整を図るため設置されている。

求められ、合格者は有能な労働力として国内外で活躍することが期待されている。なお技能試験に関しては、職業訓練機関の卒業生だけでなく経験者(在職者)にも門戸を開くことで、技能試験の普及促進を図ろうと考えられている。技能試験及び証書発行はLSP(職業訓練調整機関)が担当し、こうした職業訓練システム全体の調整を図るため設置されている。

図2 全国認定資格フレームワーク



注目される若年者対象の職業訓練プログラム

若年者のための主要な訓練プログラムとしては、中央政府(労働移住省)管轄下の五つの職業訓練所(レンバン農業職業訓練所は除く)で実施されている「技術者養成プログラム」、地方政府が所管する高等教育機関に進学することのできなかった高等学校修了者

表1 カリキュラムの一例

学年	授業内容
1年目	理論/576時間(一般理論96時間、 技術課題192時間を含む) ワークショップ/1344時間
2年目	理論/960時間(一般理論168時間、 技術課題312時間を含む) ワークショップ/960時間
3年目	理論/1152時間(一般理論240時間、 技術課題336時間を含む) ワークショップ/776時間

を対象として行われる「専門職訓練プログラム」、若年層の就業機会の問題を解決するために、個人が自ら職場を創設する(起業する)ことを目指した「TKMT養成プログラム」などのプログラムがある。

1 「技術者養成プログラム」、**中央政府(労働移住省)管轄下の職業訓練**

「機械エンジニアリング」、「電子産業」、「溶接」の各分野で必要とされる知識や技術(マルチスキル)を持つ技術者を養成するための訓練プログラムであり、訓練期間は三年間(六セメスター)or五二〇〇時間以上である。同訓練プログラムでは、表のカリキュラムの一例で示すように、理論とワークショップ(現場)の授業内容をバランスよく取り入れるように心がけられている。

同訓練プログラムの対象者は高卒者(二一歳までの若年者であり、高校時代の成績評価が良く(一〇段階評価で

七以上)、かつ筆記試験(英語、数学、化学or物理)、面接、適性検査、健康診断に合格した者のみが受講できることになっている。これまでの被訓練者数については全体を網羅したデータはないが、各職業訓練所の同訓練プログラムの最大収容力は二一六名/年で、職業訓練所は五施設(レンバン農業職業訓練所は除く)あることから、全国で年間一〇〇人以上の技術者養成が可能という。なお、同訓練プログラムの費用は六カ月(一セメスター)あたり約七〇〇万ルピアが必要となる。このうち受講生は一〇〇万ルピアを、中央政府は六〇〇万ルピアを負担している。同訓練プログラムには政府から九割弱の割合で補助金が出ていることになる。

ちなみに同訓練プログラムを修了した人の就職率は非常に高い。修了後のモニタリングは難しいものの、九五%程度の者が就職先を見つけており、チエコスロバキア、オーストリア、ドイツ、中国などの海外で働く者も非常に多く見られる。同訓練プログラムはヨーロッパの評価機関からも認証を受けており、国際的に通用する資格を取得することができる。とりわけヨーロッパ企業からは溶接分野の人材ニーズが高い状況が続いている。

2 「専門職訓練プログラム」、**地方**

「専門職訓練プログラム」とは、様々な理由によって高等教育機関(大学など)に進学することのできなかつた高等学校(SLTA)修了者を対象として行われている一年間の訓練プログラム。「ジョグジャカルタ職業訓練所」

で実施される。各分野における専門的な能力(スキル)を若年者に習得させることで、就業機会に備えることを目的としている。同訓練プログラムに参加するためには、①高等学校(SLTA)以上の教育を受けていること、②年齢が一七歳以上二五歳以下であること、③精神及び身体が健康であること、④選抜を通過するという条件を満たす必要がある。現在、具体的な訓練内容としては、役員秘書、ホテルのスタッフ、自動車技師、電気技師、観光ガイドの五種類が準備されている。

3 「TKMT養成プログラム」、**若**

「TKMT養成プログラム」とは、若年層の就業機会の問題を解決するために、個人が自ら職場を創設する(起業する)ことを目指した訓練プログラム。同訓練プログラムに参加するためには、

①高等学校(SLTA)もしくはD一(ディプロマー)の教育を受けていること、②熟練技術を持つていることという条件を満たす必要がある。やる気のある若年層を中心に、新しい起業エリートを生み出すことを目的としている。

訓練期間は二週間程度と短期間ではあるが、訓練参加者の費用負担は無料となっている。ただしこのプログラムは中央政府(労働移住省)が運営しているが、予算上の制約があるため、プログラムに興味を持っている全ての参加希望者を受け入れることはできない状況にある。例えば、ジョグジャカルタ特別区で行われたTKMT養成プログラムのケースをみると、二〇〇四年五月一六日(二九日)に開催されたグループは、同一州内の五つの県や市から選抜された五〇人が参加できたに過ぎない状況にある。

[注]

1 職業訓練に関わる諸問題の調整、評価などを行っている。中央政府、経営者団体、職業訓練所などが参加。省庁の垣根を超えて、国家全体で効率的な職業訓練の実現を目指す。
2 地方政府に対する権限委譲が進められており、職業訓練の規則やガイドラインの制定については中央政府、実際の職業訓練については地方政府が中心となって行うようになっている。

3 二〇〇三年以降、再整備が進められている。有能な労働者が国内のみならず海外でも活躍できるように、その能力を適切に評価することを目的とする。実際の技能検定、資格発行を担当しているのは、中央政府が認証したLSP(職種別検定機関)と呼ばれる組織であり、現在インドネシア国内で七つの機関が存在する。

(国際研究部)

